

農地耕作条件改善事業による農地集積の状況について(農林水産大臣宛て)

事業主体が促進計画を適切に作成しておらず農地集積目標の達成状況を把握できていない

地区に係る交付金交付額(1)(支出) 2億5848万円

農地集積目標の達成状況が低調となっているなどの

地区に係る交付金交付額(2)(支出) 14億5173万円

(1)及び(2)の計(支出) 17億1022万円

1 農地耕作条件改善事業の概要

農林水産省は、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進することなどにより、我が国の農業競争力を強化するために、農地耕作条件改善事業実施要綱(以下「実施要綱」)等に基づき、農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区等の事業主体が実施する事業(以下「条件改善事業」)に対して農地耕作条件改善事業交付金等を交付している。

条件改善事業のうち、きめ細かな耕作条件の改善を機動的に支援することにより農地集積を推進する地域内農地集積型事業(以下「集積型事業」)を実施しようとする事業主体は、農地集積に係る目標(以下「農地集積目標」)等を記載した地域内農地集積促進計画(以下「促進計画」)等を作成することとなっている。農地集積目標には、地区内における事業実施前後の担い手の集積面積をそれぞれ記載することとなっており、これらの差引面積が集積型事業の実施により集積が見込まれる農地(以下「集積見込農地」)の面積(以下「集積見込面積」)になる。そして、事業主体は、事業完了後、農地集積目標の達成状況等について事業達成状況報告書(以下「達成報告書」)に取りまとめることとなっている。

同省は、集積型事業について、きめ細かな基盤整備を短期間で機動的に実施することにより、農地集積に当たり課題となっている農地の耕作条件を改善する事業であることから、事業実施後においては、農地集積目標が相当程度達成されていることが見込まれるものとしている。

2 本院の検査結果

平成28年度から令和元年度までの間に事業採択を受け、^(注1)会計実地検査時点において地方農政局等に達成報告書を提出してから1年以上が経過している12道県に所在する330地区において事業を実施した159事業主体(事業費計138億9202万円、交付金交付額計102億7978万円)を対象として、農林水産本省及び^(注2)11道県の60事業主体において会計実地検査を行うとともに、上記の159事業主体から調査の提出を受けてその内容を分析するなどの方法により検査した。

(注1) 12道県 北海道(上川総合振興局)、青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、滋賀、和歌山、愛媛、佐賀各県

(注2) 11道県 北海道(上川総合振興局)、青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、滋賀、和歌山、愛媛各県

(1) 事業主体が、促進計画を適切に作成しておらず、農地集積目標の達成状況を把握できていない事態

上記330地区の159事業主体のうち、9地区の7事業主体(事業費計3億8678万円、交付金交付額計2億5848万円)は、促進計画の作成に当たり、事業実施前後の担い手の集積面積は記載していたものの、その差引面積の内訳となる個々の集積見込農地について特定していないなどしていた。このため、どの農地が集積見込農地として位置付けられていたかを確認することができず、促進計画で定めた農地集積目標は具体性のないものとなっており、促進計画を適切に作成できていない状況となっていた。

そして、これらの7事業主体は、達成報告書の作成に当たっても、事業実施後の担い手の集積面積として、促進計画に対応した農地集積の実績値を記載することができず、実績に基づかない値を記載しており、促進計画で定めた農地集積目標の達成状況を把握できていなかった。

上記の7事業主体に対して、このような促進計画及び達成報告書を作成していた理由を確認したところ、実施要綱等に促進計画及び達成報告書の具体的な作成方法が明記されていなかったため、促進計画を作成する際に必ずしも集積見込農地を特定する必要までないと認識していたことや、達成報告書が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の状況を報告するものであるとの認識が欠けていたことなどによるものとなっていた。

(2) 農地集積目標の達成状況が低調となっているなどの事態

ア 促進計画を作成する際に農地集積に係る各当事者の意思の確認を十分に行わなかったことなどのため、農地集積目標の達成状況が低調となっている事態

前記330地区(159事業主体)のうち281地区(137事業主体)について、事業主体から提出を受けた調書に基づいて、促進計画において定めた集積見込農地に係る実際の集積面積(以下「集積済面積」)を地区ごとに確認したところ、約6割に当たる164地区(93事業主体)では集積見込面積に対する集積済面積の割合(以下「目標達成率」)が100%となっていたのに、約2割に当たる56地区(41事業主体、事業費計21億4144万円、交付金交付額計14億5173万円)では目標達成率が50%未満と低調になっていた。

上記の41事業主体に対して、目標達成率が低調となっている理由を確認したところ、促進計画を作成する際に、農地集積の当事者となる農地の出し手又は受け手に対して事業実施後に農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについての意思の確認を十分に行わないまま集積見込農地として位置付けていて、実効性のある促進計画になっていなかったことなどによるものとなっていた。

イ 農地集積目標が達成できていないにもかかわらず、事業主体が事業実施後に農地集積を促進させるための取組を行っていない事態

目標達成率が50%未満と低調になっていた前記56地区の41事業主体において、事業主体が事業実施後に農地集積を促進させるための取組を行っているかについて確認したところ、32地区の23事業主体(事業費計12億6036万円、交付金交付額計8億5604万円)では、農地集積を促進させるための継続的かつ個別的な働きかけを行っていないことが確認された。

上記の23事業主体に対して、事業実施後に農地集積を促進させるための継続的かつ個別的な働きかけを行わなかった理由を確認したところ、事業実施後の農地集積を促進させるための取組を行うことについて実施要綱等に明記されていないこと、農地集積は農地の出し手と受け手との間の契約により行われるものであり、事業主体が事業実施後の農地集積を促進させるための取組まで行う必要はなく、当事者間の調整に任せておけばよいと認識していたことなどによるものとなっていた。

(1)及び(2)の事態が見受けられた地区及び事業主体は、重複分を除くと、^(注3)9県に所在する65地区、47事業主体(事業費計25億2823万円、交付金交付額計17億1022万円)となる。

(注3) 9県 青森、宮城、秋田、茨城、埼玉、新潟、石川、滋賀、佐賀各県

3 本院が要求する改善の処置

同省において、集積型事業の事業効果が十分に発現するよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 促進計画の作成に当たっては、事業主体が集積見込農地を具体的に特定した上で農地集積目標を記載するとともに、達成報告書の作成に当たっては、事業主体が促進計画に定めた集積見込農地に係る農地集積の実績を記載するよう、実施要綱等に明記すること

イ 事業主体に対して、促進計画を作成する際に、事業実施後には農地を貸し出すこと又は借り受けて耕作を行うことについて、農地集積の当事者となる農地の出し手及び受け手の意思の確認を十分に行うよう、都道府県を通じるなどして指導すること

ウ 事業主体に対して、事業実施後であっても、農地集積目標が達成できていない場合には、農地集積目標の達成に向けた取組を行うよう、都道府県を通じるなどして指導すること